

いんていん

知って得する！
臨時・非常勤教職員の
ための賃金・権利のしおい

2016年度版

なるほどQ&A

今年も、臨時・非常勤教職員の願いが前進しました！

- ★臨時的任用教職員の昇給抑制措置（2007年1月）の1号回復
- ★臨時的任用教諭の給与の2級上位制限引き上げ（2016年4月～）
- ★すべての非常勤教職員の報酬単価が改善（2016年4月～）
- ★他府県で3月31日まで任用されていた
常勤講師の任用を4月1日任用に改善（2016年4月～）
- ★小・中・高・特別支援学校の産休・育休代替講師の引継制度の改善

075-752-0011

京都教職員組合
（京教組）

info@kyokyoso.jp



こんにちは、りんりんパンフです。あなたに歓迎と期待のエールを送ります。

□ 学校と教育を支えている臨時教職員

京都府内には多数の臨時教職員が雇用されています。事務職員、寄宿舎指導員などのほか、市町村が独自に採用している臨時教職員の存在を含めると、全体で約2万人の教職員に対し、10%以上が臨時、非正規の教職員となり、いまや「臨時教職員の存在なしに学校がまわっていかない」と言わざるを得ない状況です。

□ 労働条件の改善、2015年度も大きく前進

臨時・非常勤教職員の賃金や権利はまだ十分とは言えません。私たちは、教職員の労働組合として、その待遇をうんと改善すべきだと考え、毎年教育委員会に働きかけています。昨年来の交渉で、表紙にあげた点を実現しました。

□ 読んで・知って得する「りんりんパンフ」

このパンフは、みなさんの「賃金・権利」をめぐる制度の現状などについてまとめてあります。

どうぞご活用ください。「よく分からない」ことや要求があれば遠慮なく、ご連絡ください。いっしょに調べたり考えたりして、改善のために努力します。

□ 「教育に臨時はない」をあいことばに

授業のこと、いじめや不登校、ハンディキャップのある子どもたちの生活や進路のことで、迷ったり悩んだりするときもあるでしょう。しかし「小さく固まらず」、のびのびと実践してください。子どもたちにとって『臨時の教育』なんてないのですから。

□ 補充や非常勤の雇用に変化が

文部科学省は「定数くずし」や義務教育費国庫負担の総額裁量制の導入などを実施し、非常勤の多用・乱用を進めています。京都でも、「定数内講師」「定額講師」「定数活用非常勤講師」などが多用されています。現場や保護者からは、30人以下学級の実現や教職員の大量採用を求める声が強まっています。

最近、少人数教育のために教員を増やす自治体が続々と生まれています。高知では産休の補充に正採用者をあてる制度になっています。

□ 教員採用も改革を求められて

教員採用数を増やしてほしい、採用基準を明らかにしてほしいという運動が広がった結果、京都府・市ともに採用試験問題と解答例を公開するようになりました。小学校を中心に大都市圏の採用数が増加傾向に転じたのも近年の大きな特徴です。教員採用選考にあたって、臨時教職員のための何らかの特別選考を実施した自治体、一次試験を免除するなどの措置を実施した自治体が増えてきています。

□ みんなで力をあわせて

今、公務員賃金の削減、改悪教基法の具体化など国の攻撃が強まっています。しかし、学校と教育、臨時教職員制度の改革をめざす国民的な運動も勢いを増しています。よりよい教育と学校をつくるため、力を合わせていきましょう！

臨時教職員・非常勤教職員のための 賃金・権利のしおり

なるほど Q & A

目次

- 1 「臨時・非常勤教職員」について法律ではどう決められていますか？・・・1
- 2 「臨時・非常勤教職員」はどんな場合に雇用されるのですか？・・・2
- 3 公立学校の「臨時・非常勤教職員」にはどんな種類がありますか？・・・3
- 4 臨時・非常勤教職員にも「労働基準法」は適用されるのですか？・・・4
- 5 臨時教職員（常勤）はどのくらいの給料を受けとれるのですか？・・・5
- 6 臨時教職員（常勤）の「初任給」はどのようにして決まるのですか？・・・6
- 7 臨時教職員（常勤）に支給される「教職調整額」や「調整額」って何？・・・7
- 8 臨時教職員（常勤）に支給される「手当」にはどんなものがありますか？・・・8
- 9 臨時教職員には一時金（ボーナス）は支給されますか？・・・9
- 10 非常勤教職員の賃金はどうなっていますか？・・・10
- 11 非常勤教職員の場合、「教職調整額」や「手当」が出ないって本当ですか？・・・11
- 12 臨時・非常勤教職員の「任用期間」について知っておくべきことは？・・・12
- 13 臨時・非常勤教職員の「賃金（給料）」はいつ支払われるのですか？・・・13
- 14 臨時教職員（常勤）にはどんな権利や休暇制度が保障されているのですか？・・・14
- 15 非常勤教職員に保障される権利や休暇にはどんなものがありますか？・・・15
- 16 臨時・非常勤教職員の「勤務時間」はどうなっていますか？・・・16
- 17 「再任用制度」とはどういうものですか？・・・17
- 18 臨時（常勤）の「年休」「特別休暇」はどうなっていますか？・・・18
- 19 非常勤教職員の「年休」や「特別休暇」はどうなっていますか？・・・19
- 20 臨時・非常勤教職員の健康や安全に関する制度はどうなっていますか？・・・20
- 21 臨時・非常勤教職員は共済組合や互助組合に加入できないって本当ですか？・・・21
- 22 臨時・非常勤教職員の税金はどうなるのですか？・・・22
- 23 臨時・非常勤教職員に「退職金」は出るのですか？・・・23
- 24 臨時・非常勤教職員の雇用保険・失業給付はどうなっていますか？・・・24
- 25 臨時・非常勤教職員としての仕事先を探すのに役立つ方法は？・・・25
- 26 京都教職員組合（京教組）って？・・・26

1 「臨時・非常勤職員」について法律ではどう決められていますか？

- 学校には、主人公である児童・生徒がいて、その成長・発達を保障するために、専門的な資格や権限をもつ人達が配置され、協力しあいながらそれぞれの仕事を担っています。
- 学校教育法から、小学校・中学校・高校と盲・聾・養護学校〔以下、特別支援学校〕に配置される教職員の種類やその職務をひろいだしてみましょう（学校教育法第 37・49・60・62・82 条など）。

職 種	職 務 内 容	配置規定
校 長	校務をつかさどり、所属職員を監督する	必ず
副 校 長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる	できる
教 頭	校長を助け、校務を整理し、必要に応じ教育をつかさどる。	必ず
主 幹 教 諭	校長・副校長・教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、教育をつかさどる	できる
指 導 教 諭	教育をつかさどり、教諭その他の職員に対し教育指導の改善、充実のために必要な指導・助言を行う	できる
教 諭	教育をつかさどる	必ず
養 護 教 諭	養護をつかさどる	必ず
栄 養 教 諭	栄養の指導、管理をつかさどる	できる
事 務 職 員	事務に従事する	必ず
実 習 助 手	実験又は実習について、教諭の職務を助ける（高校のみ）	できる
技 術 職 員	技術に従事する（高校のみ）	できる
寄 宿 舎 指 導 員	寄宿舎における養育に従事する（寄宿舎を設置する特別支援学校のみ）	必ず
講 師	特別な事情があるとき、教諭に代えて職務に従事する	できる

〔注1〕 府立学校管理運営規則では寄宿舎指導員、学校施設管理職員を置くとし、学校図書館司書、学校栄養職員をおくことがあります。また小・中学校や特別支援学校などで、学校により給食調理に従事する給食調理員が置かれています。

〔注2〕 簡単な一覧にしましたが、養護教諭は「必置」ですが、「当分の間、置かないことができる」（附則第7条）として「必置」にしていない、現業職員等を「その他」扱いしているなどの問題が残っている法律です。

〔注3〕 上記の他に、学校教育法施行規則で、高校の事務長や特別支援学校の舎監などが規定されています。

■ 学校教育法施行規則の第64条には、「講師は、常時勤務に服しないことができる」と定められています。そこから「講師」には、「常時で勤務する講師」と「常時勤務をしない＝非常勤講師」の2種類がつけられています。いずれも「教育をつかさど」っています。

□ 事務などを行う「臨時的職員」や、病気・出産・育児・家族の介護等のために休む教職員の「代替・補充」制度もあります。



2 臨時・非常勤職員はどんな場合に雇用されるのですか？

■どんな事情があるときに臨時・非常勤教職員が任用されるのでしょうか？

学校教育法	●「特別な事情」で「教諭に準じる職務に従事する」人を必要とするとき。
地方公務員法 第22条	●「緊急の場合」（災害など重大事故があって正規の方法で任命するまでの間、欠員にしておくことができないとき） ●「臨時の職に関する場合」（1年以内に廃止される職） ●「任用候補者名簿がない場合」

□「臨時・非常勤教職員」の主なものについて、その概要をまとめてみました。

常勤

定数内教職員……………定数を正採用者で充たせない場合に充当
 休職補充教職員……………正採用教職員等が休職した場合に代替
 産休補充教職員……………正採用教職員等が産前産後休暇で休んだ場合に代替
 病休補充教職員……………正採用教職員等が病気休暇で1か月以上休んだ場合に代替
 育休補充教職員……………正採用教職員が育児休業で休んだ場合に代替
 介休補充教職員……………正採用教職員が介護休暇・介護欠勤で休んだ場合に代替
 介助職員……………特別支援学校で、スクールバスや教室内の介助を担当

非常勤

非常勤講師（時間講師）…教科担当者等の不足を補うため非常勤で授業等を担当
 小学校低学年指導補助…担任とともに小学校1.2年をティームティーチング指導
 定数活用非常勤講師……………勤務時間を定め、授業と校務を担当
 定額講師……………週27時間勤務で授業と校務を担当
 初任研補充講師……………初任者研修に関連する講師
 進路指導軽減講師……………特別支援学校で、進路の仕事を担当
 非常勤事務員・技術職員…週27時間勤務で事務職員・学校用務の仕事を担当
 非常勤寄宿舎指導員……………非常勤で寄宿舎に勤務（夜間宿直だけの場合も）
 通信制非常勤講師……………通信制の授業を非常勤で担当
 臨時給食調理員……………非常勤で特別支援学校の給食調理を担当
 妊娠指導軽減講師……………特別支援学校・学級などの妊娠した教職員・寄宿舎指導員を補助
 非常勤介助職員……………特別支援学校で障害児の介助を非常勤で担当
 短時間勤務再任用教職員……………例えば週19時間22分30秒勤務する再任用
 定額支援員……………発達障害の児童・生徒の介助、学習支援、指導体制の整備
 非常勤支援員……………発達障害の児童生徒の介助、学習支援、
 育児短時間勤務非常勤事務員・技術職員…育児短時間勤務の事務職員・技術職員の補充
 休職復帰非常勤事務員・技術職員……………休職復帰する事務職員・技術職員の支援



3 公立学校の臨時・非常勤教職員にはどんな種類がありますか？

■採用方法・雇用形態からみた分類（再任用制度については17ページ参照）

専任教職員	試験もしくは選考によって採用される「正採者」（一般職）
臨時的任用者	期限付きの、臨時的に採用されている府費の職員（一般職） ＊「常勤」の勤務を行う（定数内や補充・代替など）
非常勤職員	本来専任で補充すべき職種でありながら、定数上、予算上の制約で専任が配置できない場合、補充する教職員。もしくは専任教職員が病気などによって業務につけない場合、その期間に補充する臨時的な職員。 ＊「非常勤」の勤務を行う（特別職）

□職名と適用される給料表からみた分類

	職名	給料表
臨時的任用職員 （常勤）	定数内講師、産休・育休補充講師、寄宿舎指導員、介護休暇・介護欠勤補充講師、病休補充講師、介助職員、常時勤務再任用、北桑田寮舎監、	教育職給料表 （2）（3） 表1級
非常勤教職員	非常勤講師（時間講師）、定数活用非常勤講師、定額講師、非常勤事務員・技術職員、育児短時間非常勤事務員・技術職員、定額支援員、非常勤支援員、非常勤介助職員、職員室内業務補助員、通信制講師、夜間警備員、非常勤舎監、通信制養護講師、非常勤寄宿舎指導員、臨時給食調理員、など	それぞれの支給単位と金額が報酬一覧表として定められている

〔注1〕臨時的任用者の「給料表」欄にあるのは、教育職の「臨時的任用」に適用される給料表です。学校事務職員等の「臨時的任用」には行政職給料表が、栄養職員のそれには医療職給料表が適用されます。また、常時勤務再任用も職種ごとに給料が定められています。

〔注2〕非常勤教職員の「給料」は、職種ごとにこまかく決められています。その一覧表は10ページに載せてあります。なお、非常勤教職員の給料は「報酬」と呼ばれます。

4 臨時・非常勤教職員にも「労働基準法」は適用されるのですか？

臨時・非常勤教職員にも、「労働基準法」が原則としては適用されます

■「労働基準法」の基本的性格は次の3つにまとめられます。

1. 労働者の権利を保護する目的——弱い立場にある労働者を保護する
2. 強行法規としての性格——労働基準法は最低の基準であり、それを下回る労働条件は無効とすることができる
3. 取締法規としての性格——最低基準を「使用者」に守らせるために罰金や禁固等を規定

□ 臨時・非常勤教職員として働く毎日のなかで、賃金のこと、「年休」や「特別休暇」のこと、出産や病気のときの労働条件のこと、勤務時間のことなどで疑問に思う場面に出くわしたら、「労働基準法ではどうなっているのかな？」と調べてみましょう。ただし公立学校の教職員（臨時・非常勤教職員も含む）の労働条件については、地方公務員法や教育公務員特例法、労働安全衛生法、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法などの法律や京都府の条例等にもいろいろな定めがあることも学んでいきましょう。

■ あなたが臨時・非常勤教職員としての現在の仕事につくとき、労働条件はちゃんと説明されましたか？ 特に「賃金に関連する事項」については「必ず書面を作成し、労働者に交付しなければならない」と、労働基準法などに定められています。



使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間
その他の労働条件を明示しなければならない。（労働基準法第15条）

□ 府立学校や京都府内の小・中学校では常勤の方には『臨時的任用職員の皆さんへ』、非常勤の方には『非常勤講師の皆さんへ』という文書で、京都市では『非常勤講師の嘱託条件について』という文書で条件を示すルールになっています。その他の場合も何らかの方法で、雇用条件（①任用期間、②就業の場所、従事すべき業務、③始業・終業の時刻、休日・休暇など、④賃金の決定、計算・支払いの方法、賃金の支払時期などや昇給に関すること、⑤社会保険、雇用保険などに関すること、⑥退職に関すること）が示されます。なければ、労働基準法に違反する問題です。労働安全衛生などについても書いてあります。書面だけで分からないことは、校長などに尋ねておきましょう。

知恵

- 上の「書面」とは「辞令」とは別のもので、正式に契約する前の判断材料として「労働条件を明示した書面」が示されねばならないのです。
- なお、「辞令」はとても大切なもの。必ず、保管しておきましょう！
- 最初に「春・夏・冬の長期休業中も雇用が続くのか」「クラスやクラブを担当するのかどうか」「事情で休むときの手続き」等も確かめておきましょう。

5 臨時教職員（常勤）はどれくらいの給料を受けとれるのですか？

■ 教職員の給料にはいくつかの種類があります。京都府内の小学校・中学校・高校・特別支援学校の臨時教職員に適用される「給料表」は下の表のとおりです。

□「初任給」は個々の経歴によってこの表の初任給より上になることもあります。「上位制限」（臨時教職員としての給料の「これ以上は上がらない限度」のこと）は、長年のたたかいによって、2006年度から撤廃され、それぞれの級の最高号給までとなっています。

（ただし、定年年齢をこえた「臨時的任用者」は上限が有。次頁参照）

	適用される給料表	—	初任給 [㉠] (☆給料月額)	各級の最高号給 [㉢] (★給料月額)
臨時教員 ・常勤講師 ・代替、 補充など	教育職給料表 (2)(3)	大卒	1級25号 ☆ 203,300 円	教(2) 1級153号給 ★331,400 円
		短大卒	1級15号 ☆ 181,900 円	教(3) 1級125号給 ★309,300 円
臨時栄養職員	医療職給料表(2)	大卒	2級7号 ☆ 194,800 円	2級105号給 ★297,000 円
		短大卒	1級15号 ☆ 170,000 円	
臨時職員 ・事務 ・司書 ・介助など	行政職給料表	大卒	1級23号 ☆ 173,600 円	1級93号給 ★249,200 円
		短大卒	1級15号 ☆ 159,300 円	
		高校卒	1級7号 ☆ 148,600 円	
技術職員 ・学校用務 ・給食調理員	技能労務職給与表	高校卒	1級23号 ☆ 151,000 円	1級121号給 ★234,700 円 (経験年数を有する際の 上位制限) 2級58号給 ★245,800 円

〔注1〕適用される各給料表については、京都教職員組合または、各教組が各学校の分会役員にお問い合わせください。★の額は2016年4月現在のものです。

※教(3)は小・中学校、教(2)は高校・特別支援学校、

■長期臨時教員の2級格付けについて

要件を満たす長期常勤講師の方について、選考を経て「教諭として臨時的任用」し、教育職給料表2級を適用することを制度化（2014年1月～）

《選考資格要件》

- 各任命権者での講師経験が20年（240月）以上
- 採用時50才以上60才未満
- 前年度六分の一以上勤務しない期間がない
- 前年度給料が125号給（最高号給）以上
- 教(2)1級125号給(324,100円)→教(2)2級64号給(341,100円)
- 教(3)1級125号給(309,300円)→教(3)2級71号給(330,300円)
- 給料の上限(2015年4月)・・・教(2)2級74号給(361,500円)、教(3)2級81号給(350,500円)



あなたの受け取る「給料月額」は、上の表の㉠の額(☆)から㉢の額(★)までの間になります。実際に受け取るお金は、それに教職調整額・調整額と地域手当、諸手当を支給条件に応じて加え、税金等を引いた額となります（後述）。再任用（フル・ハーフタイム）については、この表とは別の定めがあります。

6 臨時教職員(常勤)の初任給はどのようにして決まるのですか？

■ 新卒者の場合

新卒者が4月1日にはじめて臨時教職員の仕事に就いた場合の

「初任給」は、5ページの表のA欄の額(☆)となります。

□ 前歴のある人の場合

新たに臨時教職員として採用されるまでの「前歴」を
経験年数に換算し、「初任給」を調整します。



「前歴」とは…
採用に至る前に学
校や一般企業・自営
業等で働いた経験、
自宅待機など。

● 経験年数換算表 (概要)

経験の種類 (職員の職務との関係)	換算率
◇国家・地方公務員 (職務の種類が類似しているもの)	10割
(その他のもの)	8割
◇民間企業・団体等 (直接関係があると認められるもの)	8～10割
(その他のもの)	5～8割
◇学校等の在学期間 (正規の修学年数の範囲内の在学期間)	10割
(大学院の在学期間)	10割
◇自らの責に帰すべき休職・停職等の期間	5割
◇商店、自家営業、在家庭等 (※職種によってちがう場合も)	2.5割
◇講師 (週18時間 [高校は14時間、夜間定時制は11時間] 以上)	10割
◇講師 (上記の各時間数未満～1時間)	8割

【例】週18時間の時間講師を2年間経験している場合、臨時教職員としての経験が2年あるとみなす

→大卒の臨時教員であれば、1級33号の初任給となる

【例】週10時間の時間講師を5年間経験している場合、4年の経験と計算される

→大卒の臨時教員であれば、1級41号の初任給となる

- 1) 臨時教職員の給料は、臨時教職員としての採用毎に「それまでの前歴を換算した経験年数を合計して初任給を算出する」方法で決まります (「定期昇給」ではない！)。
- 2) 「前歴の換算」については、2005年度まで経験5年を超えた部分は5分の4の扱いになっていましたが、5年を超えた場合でも「職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって公務に特に有用であると認められるもの」については、12月＝新4号給と換算されるように改善されました。
- 3) 臨時的任用の場合、初任給計算後の端数月数は切り捨てられるため、任期途中の昇給はありません。私たちはこれを改善するよう要求しています。
- 4) 定年年齢を超える臨時的任用者は、再任用職員の給与水準との均衡を考慮し、常勤講師＝教育職(二) 1級74号、教育職(三) 1級73号、「実習助手・寄宿舎指導員」＝教育職(二) 1級46号、学校栄養職員＝医療職(二) 2級42号で頭打ちとなります (給与改定により変更あり)。

知恵

●最初の給料を受け取る時、どの給料表の何級、何号給なのかを確かめ、
どうしてそうなるのかを訊ねてみましょう。採用が決まって自分の前
歴を提出するとき、正確に書いておくことも忘れずに！

■「30分以上の無断欠勤」をすると給料は減額されます！

7 臨時教職員(常勤)に支給される「教職調整額」や「調整額」って何？

＊臨時教職員は、「教職調整額」と「調整額」の支給対象となりますが、非常勤教職員
には支給されません (正探者でも支給されない校種や職種があります)。

■ 教職調整額

(1) 支給額 … 給料月額×4%

(2) 対象 … 教育職給料表2・3表の2級および1級の適用者

★医療職給料表や行政職給料表の適用者等には支給されない

→したがって、高校、特別支援学校の「教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員など、教育職の臨時教職員」は支給対象となりますが、これ以外の「事務職員、学校図書館司書、学校用務員などの仕事をする臨時職員」は対象外とされます [大変不当なことですが！]。

(3) 解説 … 教育職には「給特法」にもとづいて「残業時間に応じた手当」の制度がなく「教職調整額」(給料月額の4%)が支給されています。しかし、教職員に「残業(超過勤務)」をいくらでも強制させることはできません。

＊「超勤はさせない」「させる場合も、4項目に限り、本人の意向を尊重する」。これが原則ですから、知っておきましょう。

時間外勤務限定4項目

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

■ 調整額

(1) 支給額 … 調整基本額×1 (調整数)

※2015年4月から

(2) 対象 … 特別支援学校・学級の教職員。

従って、臨時教職員(常勤)は支給の対象となります。教育職(2)(3)の2級は臨時的任用教諭に格付けされた場合です。

(3) 解説 … 「調整額」は、公務員で特別に「困難」な仕事などを担当している人の給料を調整するものです。教員賃金の引き下げをねらって国の予算が減らされたため調整額が減らされています。不当にも事務職員は2013年度から、学校図書館司書は経過措置を設けた上で2017年度から廃止となります。

調整基本額 (定額)

教(2)	1級	…7,114～9,100円
	2級	…9,130～11,400円
教(3)	1級	…7,114～8,400円
	2級	…8,122～11,200円
医(2)	1級	…6,200円
	2級	…8,000円
行(介助)	1級	…6,538～6,600円

知恵

●「給料月額+教職調整額+調整額」＝「給料の月額」
●「給料の月額」が手当や退職金等を計算する基礎になる
んです！



8 臨時教職員(常勤)に支給される「手当」にはどんなものがありますか？

■ 以下は、臨時教職員に支給される手当の要件や算式・金額のおおよその一覧です。

手当(一部省略)	支給対象者・要件・算式・金額など
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族 1 人目 6,500 円など
地域手当	(給料の月額+扶養手当)×支給割合*▼ *9%=京都市、5%=向日市等7市2町、2.8%=その他▼ 非支給地域をつくらせていません。
住居手当	借間・借家居住者は規定に基づき支給。※持家手当は2012年4月から廃止
通勤手当	自家用車利用、公共交通機関利用の各規定に基づき支給 *6ヵ月・3ヵ月・1ヵ月定期の組み合わせなどによることに *徒歩で2キロメートル未満のときは一切支給されない
義務教育等教職員特別手当	教育職給料表2・3表適用者に支給(定額)
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に支給
特地勤務手当	へき地手当に相当。府立学校では伊根分校・美山分校のみ支給
特殊勤務手当	著しく危険、困難、不快・不健康な特殊な勤務に対する給料上の考慮 *日額・時間額のこまかな規定に基づいて支給 *「部活動手当」「特別支援学校用務員勤務手当」のほか、いわゆる「主任手当」などもこの中身
時間外勤務手当	事務職員などに支給。勤務した条件により算出
定通手当	定時制、通信制勤務の教育職に。 給料の月額の6%(夜間定)、4%(昼間定・通信) *引き続いて16日以上出張・研修等で勤務しない場合はゼロ
産業教育手当	産業教育に従事する教育職に。給料の月額×6%。例外あり
宿日直手当	寄宿舎指導員の宿直1回5,900円他の規定
休日勤務手当	事務職員などに支給(臨時教員には適用されない)

知恵

- これも詳しくみればややこしい部分があります。給料日に受け取る「給与明細書」の各手当の項目について、率直に聞いてみましょう。
- ・通勤手当は、通勤経路や交通手段を届け出ねばなりません。
- ・扶養手当や住居手当については、届出用紙に自分で実態を書いて提出する必要があります(児童手当は厚生労働省の制度。別の手続きが必要)。

たのびねん

- ◆正採用の教職員には共済組合から「育児休業手当金」が出ます。しかし、臨時・非常勤教職員には支給されません。育児休業をとることが認められていないし、共済組合の加入資格もないからです。
- ◇給料に間違いがあれば正されますが、過去にさかのぼっての追加支給はされません。

9 臨時教職員には一時金(ボーナス)は支給されますか？

【答え】

常勤の方には、期間などに応じた一時金が出ますが、任用期間によっては出ないこともあります。非常勤の方には、一時金は支給されません。

■ 期末手当

(1) 計算式 …

[給料の月額+扶養手当+(給料の月額+扶養手当)×地域手当の支給割合+職務加算]
×支給割合×期間率

(2) 基準日 …期末手当は、原則として6月30日、12月10日に支給されます。各支給月の「1日(ついたち)」に在職している人に対してのみ支給されます。ただし、この基準日前1ヵ月以内に退職または死亡した人や基準日に新たに職員となった人には、在職期間に応じた期末手当が支給されます。臨時教職員の場合、とくに「基準日前の1ヵ月以内まで勤務していたときには受給できる」ことに注意！



*私たちは臨時教職員にとっての基準日問題の改善を求めています。

(3) 支給割合 …

6月30日 = $\frac{122.5}{100}$	12月10日 = $\frac{137.5}{100}$
-----------------------------	------------------------------

(4) 期間率 …在職期間率とも言います。各基準日前の6ヶ月間から休業期間などを差し引いた「在職期間」に応じた「率」が定められています。

□ 勤勉手当

(1) 計算式 … [給料の月額+(給料の月額×地域手当の支給割合)+職務加算]

×「任命権者の定める成績率」×期間率

(2) 基準日 …勤勉手当は、原則として6月30日と12月10日に支給されます。その基準日は、それぞれ6月1日と12月1日です。基準日と支給との関係は、期末手当の場合とほぼ同様です。

(3) 支給割合 …

6月30日 = $\frac{80.0}{100}$	12月10日 = $\frac{80.0}{100}$
----------------------------	-----------------------------

※「任命権者の定める成績率」は「国の標準率」の取扱いに準じて、不当にも6月・12月ともに77.0/100となっています。

(4) 期間率 …期末手当とは別に期間率一覧表あり。

知恵

- 「一時金」と呼びましょう！「賞与」とか「ボーナス」というのは使用者の側からの「与えるもの」「恩典」としての用語です。
- 期末・勤勉手当の計算式に出てくる「職務加算」というのは、主に校長や教頭の賃金を差別的に優遇する「傾斜支給」のための加算率。

10 非常勤教職員の賃金はどうなっていますか？

■非常勤教職員には「報酬以外の手当等を支給してはならない」旨の規定があるため、非常勤教職員は「報酬」を受け取るだけで「手当」は1円も支給されていません。

※2016年4月から報酬単価が引き上げられました。

【小・中学校】

職名等	単位	金額	改定年月日
非常勤講師（※1）	週1時間 月額（授業時間）	9,800	2016.4.1
定数活用非常勤講師（※2）	週1時間 月額	6,950	
定額講師（※3）	月額	179,200	
非常勤支援員	週1時間 月額	4,230	
定額支援員	月額	114,210	
育児短時間勤務・休職復帰非常勤事務員	週1時間 月額	3,610	

【府立学校】

職名等	単位	金額	改定年月日
非常勤講師（※1）	週1時間 月額（授業時間）	9,800	2016.4.1
定数活用非常勤講師（※2）	週1時間 月額	6,950	
定額講師（※3）	月額	179,200	
非常勤事務員	月額	125,750	
非常勤技術職員	月額	125,750	
職員室内業務補助員	月額	72,200	
育児短時間勤務・休職復帰非常勤事務員	週1時間 月額	3,610	
育児短時間勤務・休職復帰非常勤技術職員	週1時間 月額	3,610	
夜間警備員	1回	5,450	
非常勤舎監	1回	10,600	
臨時給食調理員	1日	7,000	
通信制講師	1単位	5800	
通信制添削	1通	190	
通信制養護教諭	1日	7,100	
非常勤介助職員	月額	89,500	
非常勤寄宿舎指導員	1夜	11,150	
特別支援学校指導軽減（寄宿舎指導員）	1時間	1,040	

※1 休職復帰に係る非常勤講師を含む。

※2 育児短時間勤務に係る週15時間、週16時間、週20時間勤務、または小学校低学年補助に係る週1～20時間勤務、または特別支援教育充実に係る週10時間、週20時間勤務の非常勤講師に適用。

※3 育児短時間勤務に係る非常勤講師のうち小学校の担任、または小学校低学年指導補助及び特別支援教育充実に係る週27時間勤務の非常勤講師に適用。

◆特別支援学校は上記の時間に準じて支給されます。

◆複数の公立校をかけもちの場合、各持ち時間を加算した時間数になります。

◆定額支援員、非常勤支援員および育児短時間勤務・休職復帰非常勤事務員については、2010年度から新たに設定されました。

11 非常勤教職員の場合、「教職調整額」や「手当」が出ないって本当ですか？

答え …「残念ながら、本当です」

■子どもたちの成長・発達のために力をあわせる毎日なのに、たとえば一時金の支給日に隣の席の非常勤の仲間が「それを全く受けとることがない」現実が心が痛んでなりません。非常勤教職員の「待遇」の劣悪さを一刻も早く少しでも改善しよう！—こんな声が高まっています。

□「教職調整額」も「地域手当」も支給されない非常勤教職員にとって、基本賃金（単価）アップはきわめて重要で切実な課題です。この数年、京都教職員組合は年末におこなう教育委員会との交渉の度に「非常勤教職員の賃金アップ」を強く要求し、着実に前進してきています。2006年度から27時間勤務の定額講師・非常勤事務員は、社会保険の加入ができるようになりました。その一方で、一定の持ち時間数以上の「増額」制度が不当にも廃止されました。

■Q1：非常勤教職員には通勤手当も出ないんですか？

〔答え〕正採用の教職員や臨時教職員のような「通勤手当」はありませんが、「報酬」の中に「短時間再任用と同じレベルの通勤費相当額が含まれる」ようになりました。

*これは、2002年末交渉の成果です。



□Q2：校外へ出張したときの旅費はどうなるのですか？

〔答え〕臨時教職員、非常勤教職員ともに、「出張を命じられたとき」は、交通費や宿泊費などを自分で負担する必要はありません。当然のことですが、それらの費用を受けとりましょう。

■Q3：授業やその準備に必要な品物の購入費はどうするのですか？

〔答え〕教科書や「指導書」は学校の備品を利用できるでしょう。白衣やユニホームなどは「配当されるのですか？」とたずねてみましょう。授業や事務仕事などで筆記具、紙、セロテープ、録音テープ、日用雑貨などの消耗品が必要になります。それらは学校に常備されていたり、購入してもらえたりするでしょう。自己負担する必要はありません。だからと言って、事務室との相談や承諾を経ずに勝手に購入するのではなく、事前によく調整しておきましょう。備品も同様。生徒のために学習環境を整えるのも大事な仕事ですから、率直に提案してみましょう。



12 臨時・非常勤教職員の「任用期間」について 知っておくべきことは？

■ 任用期間

- (1) 定数内常勤教職員 …年度当初から任用する場合、4月1日～翌年3月30日（前年度退職者の再任用の場合も4月2日～3月30日）。年度途中に任用される場合、事由が生じた日から3月30日まで。休職補充も同様。前年度、他府県で3月31日まで任用され、今年度から京都府で任用される場合も4月1日～翌年3月30日（2016年度から改善）。
- (2) 病休・育休・介休等の代替補充 …その年度内で必要な期間。前後に「引継期間」が接続する場合もあり、産休前および育休、病休後の復帰時に「引継期間」がある。
- (3) 常勤講師の任用の改善（2013年4月実施）…病気休暇の更新にともない、代替講師を任用する場合、更新ではなく、新たな事由による任用ととらえ、1日の空白をおかず、その都度採用の発令を行う。その結果、病気休暇等の期間において、代替講師を継続任用する場合は、年度末の3月31日を除き、継続されることとなる。
- (4) 介護休暇・介護欠勤における任用解消の改善（2003年4月）…介護休暇・介護欠勤などで正規教職員の休業期間が予定より早く終了した場合、これまで途中で任用切れとされ「自己都合退職」を強要されていましたが、労働基準法にそって「事由が消滅した日の翌日から30日間任用を継続するか、または、1ヶ月以上の任用が可能な学校があれば紹介し任用が切れない」ようにすることになりました。
- (5) 非常勤教職員 …その年度内で必要な期間。

□ 長期休業中の任用

- (1) 定数内常勤教職員…継続して任用されます。休職補充も同様です。
- (2) 病休等の代替補充
 - 夏季休業中は継続して任用されます。
 - 病休及び産休の補充で冬季休業期間をまたぐ場合は任用されます。
*育児休業期間が6ヶ月以上の場合の補充は、冬季休業期間も任用されます。
 - 学年始休業中は4月1日から休業期間終了日まで任用。
 - 学年末休業中は休業開始日から3月30日まで任用。
 - 事務職員及び用務員は、休業期間中も任用を継続します。（3月31日は除く）
- (3) 非常勤教職員 …長期休業中は任用が続く場合と続かない場合があるので注意！

■ 1日（ついたち）問題

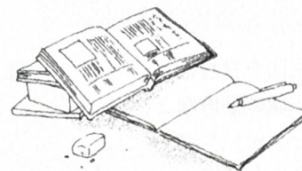
京都府『職員の通勤手当に関する規則』第10条によって、通勤手当の支給は「（任用の）その日が月の初日であるときは、その日の属する月から」行なわれますが、そうでなく、2日以降の日付で採用された場合、その月の通勤手当は支給されません。私たちは日割り支給を要求しています。新たに任用された場合や変更があった場合は、すみやかに通勤・住居などの届出を提出しましょう。



●「空白の3月31日」問題

通年で任用される臨時教職員の任期は3月30日で終わります。その人が同じ職場・職種で次の年度も任用される場合も同様です。また年度途中から次の年度にまたがって任用される場合も、3月31日は任用されない空白の日となります。3月の賃金が日割計算になって、臨時・非常勤教職員の3月の賃金が減る要因になっています。東京都などでは、3月31日も任用される場合があります。

13 臨時・非常勤教職員の「賃金（給料）」はいつ払われるのですか？



■ 賃金の支給は…

- 採用された日から離職した日まで支給されます。
- 死亡したときは、その月まで支給されます。
- 途中採用、途中離職の場合は日割計算になります。

□ 賃金の支給日は…（京都府の場合）

- (1) 毎月の16日
 - (2) 16日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、15日
 - (3) 15日が休日の日曜日又は土曜日にあたるときは、14日（ただし14日が土曜日にあたるときは、14日以後で14日に最も近い休日又は日曜日でない日）
- 〔注1〕 上記にかかわらず、次の場合はその際に給料が支給されます。
- ア. 給与期間中の給料の支給日後において、新たに職員となった場合、無給休職・専従休職もしくは育児休業からの復職・復帰をした場合。
 - イ. 給与期間中の給料の支払日前において離職した場合。
- 〔注2〕 職員が、災害にあったことなどによる非常の場合の費用に充てるため、給与の支払いを請求した場合には、すみやかに請求日までの給与を支給する。
- 〔注3〕 ただし、勤務した実績の報告が遅れる場合でその日に支給することができない場合は翌月になります。
- (4) 市費で雇われている人は市町村によります。（例：京都市は21日）

■ 賃金の支払い・受け取り方法

- (1) 賃金の支払い日に出勤し、事務室で受領するのが基本です。
病気などのためどうしてもその日に出勤できない場合、非常勤教職員で賃金の支払い日に授業がなくて出勤しなくてもよい場合などは、事務室にその旨連絡を。
- (2) 賃金は、あらかじめ選択、もしくは指定された次のいずれかの方法で受領します。
 - ア. 現金支給 イ. 自分の口座に振り込み
 - ウ. 上記ア、イ、を組み合わせた方法

□ 日割計算法

$$\text{給料の月額} \times \frac{\text{月の途中から（まで）の現日数} - \text{その間の週休日の日数}}{\text{月の現日数} - \text{週休日の日数}}$$



週休日とは…

「正規の勤務を割り振らない日」のことで、日曜日や土曜日のことです。
「祝日」と「週休日」は異なります。

遅配は絶対にだめ！！

京都市は21日に非常勤職員に支給していますが、4月だけ遅配になっており、5月にならないと払われない年もありました。これに関して、市教組や市高が市教委に対して粘り強く交渉しています。

14 臨時教職員(常勤)にはどんな権利や休暇制度が保障されているのですか？



■ 国民・市民としての権利 …健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、選挙権、職業選択の自由、学問・研究の自由、思想・信条・宗教の自由など、憲法に定められた基本的人権は当然保障されます。

□ 労働者としての権利 …教職員組合や臨時教職員のサークルを結成したり、それらに加入したりするのも自由です。校長などの一部には、それを妨げるような言動をする例もありますが、それは憲法に違反する行為です。

■ 教職員としての権限 …『学校教育法』に定められている各職種の責務に応じて、臨時・非常勤教職員にも「教育をつかさどる」「事務をつかさどる」などの職務とそれを遂行するのに必要な権限が保障されています。教職員の権利・権限は、子どもたちがうける教育の内容をより豊かなものにしていく土台でもあります。

□ 研修権・「勤務場所を離れた研修」 …教育職には教育公務員特例法で「研修権」が保障されています。

*教育公務員特例法第21条「教育公務員はその職責を遂行するために、
絶えず研究と修養に努めなければならない」

*教育公務員特例法第22条「現職のままで長期にわたる研修をうけること」が可能であり、
「授業に支障のない限り、本属長(校長)の承認を受けて、
勤務場所を離れて研修を行うこと」も可。

こうした規定に基づいて、長期休業中などに「勤務場所を離れて行う研修」を行うことが、教育職には認められています(当然、行政職・医療職にも適用すべきものですが)。常勤の臨時教員は、まちがいなく「教育職」の一員です。長期休業などを利用して「勤務場所を離れて行う研修」を行うことができます。

■ 主な権利(それぞれの項目についての詳しい解説は16頁以降をご覧ください)

- (1) 勤務時間 … 週38時間45分。1日7時間45分。
- (2) 週休2日制 … 勤務は週5日
- (3) 年休 … 任用期間に応じた日数が保障される。繰越しもできる。
- (4) 病気休暇 … 90日以内。結核性疾患および特定疾患は180日以内。
- (5) 特別休暇 … 結婚休暇、妊娠・出産後の保健指導、妊婦の通勤緩和、妊娠障害休暇、出産休暇、生理休暇、育児時間、配偶者出産休暇、男性育児休暇、子育て休暇、忌引休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、短期介護休暇等
- (6) 労働安全衛生 … 臨時教職員も労働安全衛生法の対象となる。
- (7) 公務災害補償 … 臨時教職員も対象となる。



15 非常勤教職員に保障される権利や休暇はどんなものがありますか？

■ 非常勤教職員にも、人間として国民として労働者としての基本的人権は無条件に保障されます。しかし、実態的には「奪われている権利がある」「制度はあっても実際には権利を行使しにくい」などの状況があり、その改善が求められます。

□ 国民・市民としての権利 …健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、選挙権、職業選択の自由、学問・研究の自由、思想・信条・宗教の自由など、憲法に定められた基本的人権は当然保障されます。

*非常勤教職員には、政治活動に対する制限が適用されません(選挙違反などの行為はもちろん許されませんが…)。

■ 労働者としての権利 …教職員組合や非常勤教職員のサークルを結成したり、それらに加入したりするのも自由です。校長などの一部には、それを妨げるような言動をする例もありますが、それは憲法に違反する行為です。

□ 教職員としての権限 …学校教育法に定められている各職種の責務に応じて、非常勤講師にも一定の責務と権限が付与されています。教職員の権利・権限は、子どもたちがうける教育の内容をより豊かなものにしていく土台でもあります。

■ 研修権・「勤務場所を離れた研修」

本来、14頁にも書かれている「教育公務員特例法第21条、第22条」に基づいて、長期休業中などに「勤務場所を離れて行う研修」を行うことが、非常勤教職員にも保障されなければなりません。残念ながら現行の制度では、非常勤教職員には保障されていません。

□ 主な権利をめぐる問題点(それぞれの項目についての詳しい解説は16ページ以降)

- (1) 勤務時間 … 書面で明示された時間数。休憩などの規定がない。
- (2) 週休二日制 … 「定額講師」以外の非常勤教職員についてはあいまい。
- (3) 年休 … 週勤務時間、任用期間で按分。週27時間講師は残日数の繰越しもできる。
- (4) 病気休暇 … 1年につき3日保障されている(有給)。
- (5) 特別休暇 … 【有給休暇】忌引休暇、夏期休暇、妊娠・出産後の保健指導、妊婦の通勤緩和、育児時間、【無給休暇】子育て休暇(5日まで有給、2人以上は1日ずつ加算)、出産休暇、生理休暇、短期介護休暇、結婚休暇、
- (6) 労働安全衛生 … 非常勤教職員は、具体的施策の対象とされないことがある。
- (7) 労働災害 … 非常勤教職員は、公務災害でなく、労働災害が適用される。

16 臨時・非常勤教職員の「勤務時間」はどうなっていますか？



■ 臨時教職員の勤務時間 …常勤の勤務に関する大筋の基本は次のとおりです。

(1) 1週間あたりの勤務時間は…

1週間あたり38時間45分

土曜・日曜は週休日

(2) 1日あたりの勤務時間は…

月曜日～金曜日＝各7時間45分

(3) 休憩時間

①休憩時間（労働基準法）＝労働時間が6時間を越えるときは少なくとも45分。

8時間を超える時は60分。（勤務時間に含まれない）

* 休憩時間の三原則 …「労働時間の途中に与える」「一斉に」「自由利用」

* 自由利用の原則 …外出も可（休憩終了までに職場に戻ることに！）

②休憩時間は、制度としてはなくなりましたが、府教委は勤務時間内にリフレッシュする息抜きや生理的欲求を満たす時間は必要と認めています。

☆ 学校の場合、昼休みの時間帯も生徒からの相談に応じたり給食指導をしたり教材を準備したりしなければならない実態があり、休憩時間などを労働時間の途中に置くのが困難でしたが、労働基準法通りの運用になるように、休憩時間取得のための条件整備にむけて、組合と教育委員会が協議し、休憩時間を確保するとりくみをすすめています。また、休憩時間が取れなかった場合は、すみやかに休憩時間の「回復」を求めます。

□ 非常勤教職員の勤務時間

(1) 勤務時間 …ケースバイケースで「時間・日・回」等の単位で決められています。

休憩の定めはありません。定額講師は週27時間が上限です。（京都市立の場合、「校長が示す」こととされています）

(2) 超過勤務 …授業や部活動での超過勤務をする必要はありません。短時間勤務再任用教職員の場合、授業以外の分掌を担当することがあります。

「待機時間」という名の怪現象

●時間講師の受持ち授業が1時間目と3時間目になっている場合、2時間目は「待機時間」となり賃金の対象になっていないという問題点があります。採用の交渉のときに、できるだけ合理的な受け持ち時間割になるよう、希望や条件を主張しておきましょう！

●自治体によっては、職員会議への出席や指導案の作成に報酬を適用しているケースもあります。

17 「再任用制度」とはどのようなものですか？

■ 公的年金の支給開始年齢が65歳からに変更されることなどにもない、正規教職員が退職後に「再任用」される制度が2002年度からスタートしました。

私たち教職員組合は、希望者の全員雇用をめざし、運動を進め、府教委の努力責任も確認してきました。あわせて、従来の臨時教職員制度や、比較的若い世代の臨時教職員希望者との矛盾をさけるために、「再任用は定数外で行うべきだ」と主張してきましたが、この点は実現していません。今後とも、労使の協議を必要に応じて行い、賃金・労働条件の格差など新たな課題についても、労使交渉で解決するよう努めていきます。

※2014年度から、厚生年金の支給開始年齢まで希望する者の再任用が義務付けられます。

□ 京都府の公立学校再任用教職員の待遇などについては、「募集要項」その他の文書で詳細をみることができますが、ここではポイントのみを掲載しておきます。

○ 2016 年度の対象者 …2012～2016 年3月末定年退職者および早期退職者で25年以上勤続、退職後5年以内の者で定年年齢に達した者

○ 採用方法 …面接考査、および勤務実績から総合的に

○ 勤務時間 …①常時勤務（週38時間45分フルタイム勤務）

②短時間勤務（週19時間22分30秒勤務）

○ 職務 …教諭の場合 担任業務、教科指導

校務分掌など（ただし、高校・特別支援学校の場合、担任業務は担当しないこととされている）。

…その他の場合 それぞれの職に応じた業務内容

○ 給与 …教育職（2）2級 フルタイム 月額276,500円
短時間勤務 月額138,250円

〃 1級 フルタイム 月額235,700円
短時間勤務 月額117,850円

…教育職（3）2級 フルタイム 月額273,300円
短時間勤務 月額136,650円

…行政職 3級 フルタイム 月額257,200円
短時間勤務 月額128,600円

○ 雇用保険 …適用

○ 共済組合 …フルタイムは、医療・年金ともに加入できる。短時間だと加入できない。

○ 年休 …フルタイム（20日）。

短時間は勤務の型や時間数などに応じて定められる。

○ 特別休暇・病気休暇 …適用（病気休暇は、90日の範囲内に限られる。ただし、結核性疾患および特定疾病での延長はありません。）

○ 介護休暇 …適用（ただし、介護欠勤は適用しない）

○ 育児休業 …適用（部分休業も適用）

18 臨時教職員(常勤)の「年休」「特別休暇」はどうなっていますか？

■年次休暇

年 休	・「年次有給休暇」のこと ・定められた日数 ・「届出」制である (年休届を提出。理由不要)	特 別 休 暇	・特別な事由により勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める ・「承認」制である(特別休暇願の提出)
--------	--	------------------	---

(1) 取得可能な日数…任用期間(月数)に応じて年休の日数を定める

臨時任用の期間	1 ケ 月	2 ケ 月	3 ケ 月	4 ケ 月	5 ケ 月	6 ケ 月	7 ケ 月	8 ケ 月	9 ケ 月	10 ケ 月	11 ケ 月	12 ケ 月
期間中にとれる日数	2 日	3 日	5 日	7 日	8 日	10 日	12 日	13 日	15 日	17 日	18 日	20 日

(2) 取得の単位は1日、半日、時間で取得ができる。

(3) 臨時任用の期間の月数に1ヵ月未満の端数があるときは、これを1ヵ月として算定した月数とする。

(4) 臨時任用の期間が変更された場合、先の期間に更新後の期間を加えた期間により付与日数を決める。

(5) 繰越…臨時任用者の任用期間の前後の空白が1日の場合は年休残日数を繰り越す。正規から臨任、臨任から正規も同様に繰り越す。[2012.4.1~]

■病気休暇 …90日、結核性疾患および特定疾病の場合は180日の範囲内で、公務上だけでなく公務外の負傷・疾病にも「病休」として休むことができ、不妊検査・不妊治療の場合も病気休暇として行使できる。1ヵ月以上病休の場合も当初任用期間満了までの間で90日以内に復帰できれば代替が配置される。[2011.4~]

■特別休暇

- (1) 感染病予防・感染症患者の交通制限・遮断
- (2) 災害罹災・交通機関の事故、退勤途上の危険回避など(その都度必要と認める期間)
- (3) 官公署の呼出、公民権行使をする場合(その都度必要と認める期間)
- (4) 結婚休暇(6日以内)
- (5) 妊娠・出産後の保健指導
- (6) 妊婦の通勤緩和(1日1時間)
- (7) 妊娠障害休暇(1妊娠につき3週間以内)
- (8) 出産休暇(産前8週～産後8週)
- (9) 生理休暇(1回につき2日以内)
- (10) 育児時間(子が1歳6か月まで、1日90分)
- (11) 配偶者出産休暇(妻の出産にともなう付添、入院中の世話など、3日以内)
- (12) 男性育児休暇(妻の出産休暇中の子の養育、5日間)
- (13) 子育て休暇(中学校卒業まで及び支援学校高等部在籍の子。子の看護、通院等の世話、予防接種・健康診断への付添、授業参観など学校行事への参加、臨時休校(小3まで)、高校入学説明会など。暦年7日。2人以上は10日。3人以上1人につき1日を加算。)
- (14) 忌引休暇(配偶者10日、父母7日など。遠隔地の場合は往復日数を加算)
- (15) 父母の祭日(法事など)(1日)
- (16) 夏季休暇(7月1日～9月30日。5日)
- (17) ボランティア休暇 …6日まで
- (18) 短期介護休暇(1暦年5日、2人以上の場合は10日)

■介護休業 …取得可能(ただし無給)

◇育児休業、介護欠勤は、臨時教職員には適用されません。

19 非常勤教職員の「年休」や「特別休暇」はどうなっていますか？

■年休は、校長の「許可」や「承認」は不要です。職場に用意されている「年休届」の用紙に記入し提出します。勤務予定の日の朝になって急な事情が生じたような時には、電話等で連絡を入れておき後刻「届」を提出すればいいのです。

(1) 非常勤講師の年次休暇基準

非常勤講師の任用期間	1 カ 月	2 カ 月	3 カ 月	4 カ 月	5 カ 月	6 カ 月	7 カ 月	8 カ 月	9 カ 月	10 カ 月	11 カ 月	12 カ 月
1 週間の勤務時間	年次休暇日数(単位:日)											
27～21時間	2	3	4	6	6	8	9	10	12	13	14	15
20～11時間	1	2	3	4	4	5	6	7	8	9	9	10
10～6時間	1	1	2	2	2	3	3	4	4	5	5	5
5時間以下	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3

(2) 非常勤も「時間単位(算出式あり)」での取得ができるようになりました。

(3) 任用期間の月数に1ヵ月未満の端数があるときは、これを1ヵ月と算定する。

(4) 次の年への繰越はできない。週27時間勤務の定額講師、事務員は繰越が実現している。(※京都市の場合、教諭に準ずる)

■病気休暇 …3日取得可能(有給)

■特別休暇

○有給…忌引休暇、夏季休暇(下書表)、官公署の呼出、公民権行使、風水害の勤務不能、妊産婦・出産後の保健指導等、妊娠中の定額講師の通勤緩和、育児時間。

○無給…出産休暇、生理休暇、短期の介護休暇、結婚休暇(6日)。

子育て休暇(7日。5日まで有給。2人の場合は10日。3人以上は1人につき1日加算。

対象:6月以上継続勤務(予定含む)非常勤講師のうち、週3日以上、年間121日以上勤務日がある。子が特別支援学校高等部在籍の場合も適用

		夏季休暇日数		
		週の勤務時間		
		27時間以上	18～27時間未満	9～18時間未満
7 月 か ら 9 月 の 任 用 月 数	3月以上	5.0日(38時間45分)	4.0日(31時間)	3.0日(23時間15分)
	2.5月以上3月未満	4.0日(31時間)	3.5日(27時間5分)	2.5日(19時間20分)
	2月以上2.5月未満	3.5日(27時間5分)	2.5日(19時間20分)	2.0日(15時間30分)
	1.5月以上2月未満	2.5日(19時間20分)	2.0日(15時間30分)	1.5日(11時間35分)
	1月以上1.5月未満	2.0日(15時間30分)	1.5日(11時間35分)	1.0日(7時間45分)

*任用月数は、任用予定期間を含む。2週間以上の端数が生じる場合は、0.5月に換算。

1日の勤務時間が7時間45分以外の者は、()内の時間数による。

*取得単位は、1日または半日単位。ただし、1日の勤務時間が7時間45分以外の者の取得単位については、当該職員の1日の勤務時間とし、端数が生じた場合については1時間または分を単位とする。その場合、残日数のすべてを取得する場合に限る。

■部分休業

○育児部分休業…子が3歳未満で在職期間1年以上・週3日・1日6時間15分超勤務の教職員に適用。(ただし報酬減額)

非常勤の場合にも「産前産後休暇」「生理休暇」「子育て休暇」および「結婚休暇(6日)」が制度化されましたが、これらは残念ながら「無給」扱いが基本です。雇用関係が継続されるという利点はあるものの、それらの休暇をとると報酬が出ません。組合との交渉によって、2005年度からは「忌引」「夏季休暇」が、2011年からは3日間の病休が「有給」化され、2014年から「妊産婦の保健指導等」や「妊娠中の職員の通勤緩和」が、2015年から「育児時間」が「有給」で制度化されました。非常勤の特別休暇をさらに広げるとともに、「有給」化をめざして運動を進める必要があります。

20 臨時・非常勤教職員の健康や安全に関する制度はどうなっていますか？

■ 今、日本は「カローシ」が国際語になるほど、超長時間・過密労働の蔓延や健康・安全対策の不十分さのせいで、病気や負傷にみまわれる労働者が増えています。教職員の現職死亡や特別支援学校の教職員の腰痛・頸肩腕障害などが数多く報告されています。本当に残念で悔しいことですが、臨時・非常勤の教職員として勤務していた間に過労性の病気や過剰なストレスで心身を壊し、「教師になることそのものを諦める」と涙ながらに退職された方もあります。健康に十分気をつけましょう！

□ 労働安全衛生法

労働基準法と同じように、「罰則付きの最低基準」を定めて働く者の安全や衛生を守るのに役立つ法律です。臨時・非常勤教職員も本来は対象ですが、職場における健康診断について「非常勤を適用外とする」運用などの問題があります。

京都の府立学校等には、労働安全衛生法にもとづく「衛生管理者」や「（安全）衛生委員会」が存在しています。不十分ながらも「産業医」がすべての府立学校に配置されて、「健康相談」などの活動が行われています。臨時・非常勤教職員も労働安全衛生活動の対象ですから、いろいろな声をあげていきましょう。

■ 健康診断

（１）採用されてからの健康診断

いわゆる「定期健康診断」「VDT作業従事者検診」「B型肝炎予防対策」や特別支援学校のための「腰痛・頸肩腕障害」に関する検診などが実施されています。いずれも臨時教職員（常勤）と常勤の1/2以上の勤務時間の非常勤教職員が対象となります。

（２）採用される前の健康診断

あなたも、臨時・非常勤教職員として採用される前に「健康診断書」の提出を求められたことでしょう。長年の改善要求によって、近年は「同一年度内の2回目以降の採用時には提出しなくてもよい」方向になりつつあります。2011年度からは職種を問わず全ての臨時的任用教職員の採用前健診が公費負担に。非常勤講師（任用6月以上）の学校での健康診断が可能に。定期健康診断の診断書の代用も可。

□ もし、病気になったら…

（１）医療費の自己負担 …加入している保険で定められた割合の個人負担となる。

（２）病気休暇 …常勤は任用期間中に復帰の見込みと本人の意思がある場合のみ1月～90日以内の病休代替が配置されることになりましたが、そうでない場合は配置されないの
で注意を！

知恵
●公務災害 …勤務中に怪我をしたり、業務に起因する病気になった場合、申請して「公務災害」と認定されれば、医療費・休業補償・障害補償などを受けることができ、通勤災害の制度もあります。2004年度から京都では明らかな公務災害については常勤にも非常勤にも代替が措置されます。
●非常勤教職員の場合は「労災制度」の適用です。

21 臨時・非常勤教職員は共済組合や互助組合に加入できないって本当ですか？

■ 病気になったときの医療費や冠婚葬祭、職場の福利・厚生、老後の年金などがどうなっているかは労働条件の大切な要素です。しかし、現在、臨時・非常勤教職員には「共済組合」や「互助組合」に加入することができません。以前は臨時教職員も加入しましたが、『共済組合法』の改悪（「12ヶ月を超えて任用される」者）によって、1988年4月から排除されてしまいました。

□ 臨時教職員

（１）公立学校共済組合、教職員互助組合には加入できません（常時勤務再任用を除く）。

＊2003年度から、6ヵ月以上任用される臨時的任用教職員（任用期間が10月1日～3月30日の人を含む）は京都府教職員互助組合の準組合員になることができるようになり、2014年度から、「当初から連続して6ヶ月以上」から「年度内に通算して6ヶ月以上」に変更されました。文化福祉事業などが利用できます。貸付・給付事業が受けられない、府の財政補助がおりないなど不十分な点は残されていますが、改善の一步だといえます。また、2007年度からは元気回復のため宿泊施設を利用する場合、宿泊費（1回のみ1,500円）が補助されます。

（２）2ヵ月1日以上任用であれば、任用と同時に、社会保険（健康保険・厚生年金）には加入できます。保険料は被保険者資格を取得した月（採用された日の属する月）から資格喪失した月（退職または死亡した日の翌日の属する月）の前月までの分を、被保険者資格を取得した月の翌月の給与から差し引かれて納入します。2ヵ月1日に満たない場合でも、次に同一事業所で連続して予定される任用と合計してそれを超すときは加入できる場合もあります。

2015年4月から、任命権者が同一の学校での引き続き任用の場合、「空白の1日」があっても社会保険は継続されることになります。

（３）2ヵ月以上健康保険を掛けた常勤は、健康保険の任意継続被保険者になることもできます。資格喪失日から20日以内に住所地の年金事務所に申請することが必要です。任意継続被保険者になると、2年間は個人で被保険者となれますが、保険料は全額自己負担となります。（保険料はかなり高いですが！）

■ 非常勤教職員

（１）公立学校共済組合、教職員互助組合に加入することはできません。

（２）定額講師・非常勤事務員・非常勤技術職員は、2ヵ月1日以上任用であれば厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に加入できます。

（３）自分で手続きを行って、国民年金保険と国民健康保険に加入するのが原則となります。本人が住所地の市区町村役場の国民年金課と国民健康保険組合に所定の加入手続きをして掛金を納入します。その掛金は前年度の年収に応じて決まります。

（４）あなたの年収が130万円未満の場合、配偶者や親などが加入している健康保険の被扶養者にはなれます。

□ 「被扶養者」の場合

誰かの扶養家族に入っている（被扶養者になっている）ときには、自分を扶養している人が加入している保険に入る方が一般的には有利です。なお、国民皆保険政策の下、被扶養者であっても老後の年金を受けるためには国民年金を義務づけられています。

22 臨時・非常勤教職員の税金はどうなるのですか？

下記の点は、臨時・非常勤教職員としての所得に対する課税のあらましです。

■ 所得税

(1) 課税額

- 「その年の1月1日から12月31日までの所得」に対する課税。
- 所得金額に応じた税率・額
- 所得からの控除（社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除、雑損控除など）と税額からの控除（住宅取得等特別控除など）がある。
- 非課税限度額 …年収103万円までは税金がかからない。

(2) 課税や控除の方法〔臨時・非常勤教職員としての所得は確定申告する必要はない〕

- 月々の賃金から「源泉徴収」として引き去られる。多すぎたり、少なすぎたりした分については「年末調整」が行われる。
- 調整の際の「控除」のための手続き
 - *社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除など …電算で処理される。
 - *勤務校以外で他の所得がある方（学校を掛け持ちしている非常勤も含む）は、必ず税務署に確定申告に行ってください。
 - *住宅取得等特別控除 …住宅を取得した初年度は税務署に行き確定申告を。
- 「控除」についての豆知識
 - *配偶者控除の対象となるのは合計所得金額が年間130万円未満の配偶者。
 - *共働きの場合、扶養控除は税負担上有利な方からできる。

□ 住民税（府民税と市町村民税を合わせて「住民税」と呼ぶ）

所得税が「その年の所得への課税」であるのに対し、住民税は「ある年の1月1日から12月31日までの所得に対して、翌年の6月から翌々年の5月までの間に徴収する」ことになっています。住民税は、1月1日現在における住所地の市区町村から府民税も含めて課税されます。臨時・非常勤教職員の場合、前年度の収入分について自分で納入しなければなりません。納入する年が無収入であっても納めなければなりません。



23 臨時・非常勤教職員に「退職金」は出るのですか？

残念ながら、

非常勤教職員には退職手当も支給されません。

■ 臨時教職員の退職金

(1) 任用期間6ヵ月以上勤務した臨時教職員には退職手当が支給されます。

※『職員の退職手当に関する条例』

- ・2013年3月に退職手当削減条例が施行され、減額されました。
- ・在職期間6月以上1年未満の場合は、1年とする。
- ・退職には「自己都合」「公務上傷病」「公務外傷病」などの種類があるが、臨時的教職員の任用期間満了による退職は「自己都合」退職に含まれることになっている。

(2) 退職手当の計算方法の基本は次のとおりです。

退職日における「給料の月額」に、退職理由、勤続年数に応じて定められた率を乗じて得た額の計算方法が定められています。

臨時教職員の退職手当は「給料の月額の60%」（計算方法）

$$\text{退職の日における「給料の月額」} \times \frac{1}{100} (\text{年数}) \times \frac{60}{100} \times \text{調整率}^*$$

*調整率について

…上記「退職手当削減条例」による減額措置

期 間	調 整 率
2014年9月1日以降	0.87

臨時教職員の人が「公務災害」によって働けなくなった場合…

…☆休業補償金や治療に要する費用が規定に基づいて支給される。

〔注〕京都府の『退職条例』で使われている「給料月額」という用語は、給料月額に調整額と教職調整額を加えた「給料の月額」を意味しています。

□ 「失業者の退職手当」

足かけ6ヵ月以上勤務した臨時教職員が退職すると、「退職手当」が支給されますが、退職後にも働く意欲があり、かつ、いつでも働ける状況にある場合、これとは別に「失業者の退職手当」を受給できる場合があります（非常勤は対象外）。受給の条件は、退職前2年間に通算12ヶ月以上の任用期間があることです。（2007年「1年間に6ヶ月以上」から条件を改悪）「京都府から退職手当を支給される人（京都の「退職手当条例」の適用をうける人）は支給対象となりますから、定数内常勤や産休・育休などの補充・代替の臨時教職員も対象となります。府立学校でも、最近では「失業者の退職手当」を利用する方が増えているようです。退職後「働く意思がない」という人には適用されませんが、「働きたいし、働ける」のに失業が続く場合、この制度のことも確かめてみる必要があります。支給される額は、上限90日の失業給付分から、「退職手当」分を差し引いた額になります。



24 臨時・非常勤教職員の雇用保険・失業給付はどうなっていますか？

「退職手当を支給された人は失業給付が
もらえない場合がある」ので、ご注意！



■ 雇用保険の失業給付が受給できる3要件【概要】

- (1) 失業し、ハローワーク（職業安定所）に求職を申し込んでいること。
- (2) 離職の日以前1年間に、断続的に任用された期間の合計が6ヵ月以上あった臨時の任用（一般被保険者）の人、または離職の日以前2年間に賃金支払済み日数11日以上、月が12月あった非常勤の人。任用時に65才未満であること。
 - * 臨時教職員および、週20時間以上30時間未満かつ通年任用の非常勤講師（定額講師・非常勤行政職員を含む）は、一般被保険者になる資格を有している。
 - * しかし、定数内常勤教職員は退職手当が支給される（＝採用時に6ヵ月の任用期間が確定している）ので、被保険者にはならず、失業給付は出ません。
 - * 同一年度に補充・代替の臨時任用が連続して6ヵ月以上あった場合も適用外。
 - * 宿日直専任者、非常勤寄宿舎指導員、通信制講師、非常勤給食調理人などは一切被保険者になる資格が認められない（失業給付は出ない）。
- (3) 失業するまでの間、雇用保険の掛金（給料の月額×6/1000）を払っていること。

□ 離職票（ハローワークで失業給付を受ける資格を決定したりするのに必要な書類）
失業確定後は勤務校で必ず「離職票」というものを受けとってください。

■ ハローワーク（公共職業安定所）

- (1) どこに？ …居住地によって管轄するハローワークが違います。必ず、自分の居住地を管轄するハローワークに行ってください。
 - (2) いつ？ …受給できる期間は、離職した月の翌月から1年間に限られています。最初にハローワークに行行って求職申し込みをした日に受給資格が決定します。ですから、1日も早くハローワークに行きましょう。
 - (3) 何を持って？ …①離職票（離職票1と離職票2で一組） ②雇用保険被保険証 ③印鑑 ④写真 ⑤住民票や運転免許証等（住所・氏名・年齢が確認できるもの） ⑥金融機関（郵便局を除く）の預金通帳、本人名義のもの
- ※離職票が未発行の方は、ハローワークで未発行の旨を伝えれば、行政に発行するように働きかけをしてくれますので、とにかくハローワークに行ってください。

□ 失業給付の手当と日数

- (1) 基本手当の日額 …離職前6ヵ月間の平均日額賃金の6～8割
 - (2) 給付日数 …雇用期間、被保険者であった期間、年齢などによって給付日数の定めがあります。2001年4月から、一般失業者と特別失業者の区分が設けられ、全体としての給付は減らされました！
- * 被保険者であった期間が1年未満である場合は、一律90日です。



25 臨時・非常勤教職員としての仕事を探すのに役立つ方法は？

■ 必ず教育委員会に登録しましょう

各府県や政令指定都市の教育委員会に求職希望を連絡しておくことができます。「教職員課」とか「人事係・採用係」とかの部署が窓口になってくれるのが普通です。

- 参考1 …京都府教育委員会、京都市教育委員会、滋賀県教育委員会
兵庫県教育委員会、神戸市教育委員会、大阪府教育委員会 ほか。
- 参考2 …「登録」時の持参物 教員免許状原本・写真を貼った履歴書・印鑑など（「登録」のシステムや提出物などは府県によってまちまちです）
最近インターネットからの講師登録が可能になっています。

※京都市を除く義務制希望は各教育局、府立希望は京都府教育委員会、京都市立希望は京都市教委への登録を勧めます。

□ 勤務校の校長への依頼など

任期が終わった後も現任校に引き続き勤めたい場合は、なるべく早めに校長（分校・定時制等では副校長）などに自分の希望を伝えておきましょう。また、現任校での任用の継続・更新が見込めない場合でも、校長などが臨時・非常勤教職員の求人情報をもっていることがありますから、他校を紹介してもらえるよう頼んでおきましょう。

■ 教職員組合にも連絡を

教職員組合にも求人情報が届くことがあります。あなたのプライバシーは厳格に守り、組合は求職希望者と求人情報をつなぐ役割を積極的に果たしますので、遠慮なく連絡し、履歴書を届けておいてください。

* 京都教職員組合（京教組）

…京都府内の小・中学校などの情報 ☎075-752-0011

* 京都府立高等学校教職員組合（府高）…京都府立の高校・特別支援学校の情報

☎075-751-1645

* 京都市立高等学校教職員組合（市高）

…京都市立高校の情報

☎075-771-1328

* 京都市教職員組合（市教組）

…京都市立の小・中学校と特別支援学校の情報

☎075-771-9171

* 京都私学教職員組合（京私教）…京都の私学などの情報

☎075-415-1091



- 「仕事の継続」や「次の任用」をエサにするような管理職などの言動や、人権侵害、セクシャル・ハラスメントにつながるような言動は絶対に許されません。
- 自治体によっては、臨時として任用されている県の教員採用試験を受けるときに専免扱いとなります。



○京都教職員組合って？ —あなたもぜひ加入を！力を合わせよう！—

最後に、私たちの自己紹介をし、あなたの組合への加入を心から呼びかけます。

■ 私たちは京都府内の公立学校で働く教職員の労働組合です。

☆労働組合は、要求で団結しています

労働組合は、働く人たちの「生活をよくしたい」「賃金や権利を充実させたい」「働きがいのある職場をつくりたい」「文化やスポーツをとおして、多くの人と仲良くなりたい」「民主主義や平和を守りたい」というさまざまな願いを集めて活動します。私たち教職員組合は、それらに加えて「教育条件をもっと豊かにしたい」「教職員としての力量を高めたい」などの願いを実現することをめざしています。「京都教職員組合」は法律上も認められ、教育委員会や校長と対等の立場に立つ労働組合であり、すべての教職員に加入する自由が保障されています。臨時・非常勤教職員も加入できます。京教組の臨時教職員対策部では、臨時教職員自身も加わって、毎年、アンケート活動、待遇改善をめざす交渉、仲間づくりと交流、力量を高める教育研究活動、採用試験学習会、情報提供と相談活動など、様々な要求を実現するためのとりくみを行っています。とりわけ、採用試験学習会は各地の教職員組合でとりくまれています。臨時教職員の仲間づくり、全国の仲間との交流、臨時教職員問題を広く父母・府民にアピールするとりくみも重視していきます。また、市民団体の「よりよい教員採用を求める会」と手を携えて、教員採用試験の受験年齢制限の緩和（府：40歳未満⇒50歳未満）や試験問題の情報公開も実現してきました。

☆労働組合の原則

労働組合は「要求で一致する」ものですから、特定の思想や信条や宗教に支配されたり、それを押しつけたりすることは許されません。私たち京都教職員組合は、どんな政党の支配もうけず、組合員のみなさんに特定の政党への支持を押しつけたりしません。

あなたの加入を心待ちにしています。どうぞよろしく！

巻末の「組合加入申込書」にご記入の上、各学校組織（分会といいます）の組合員に渡していただくか、京都教職員組合までご連絡ください。

【りんきょう共済】のご紹介

全教共済運動と連帯して臨時教職員の団結を強め、助け合いが実感できる臨時教職員のための共済です。総合共済との重複加入も可。月々200円の掛金で、入院見舞金、失業見舞金、解雇等退職見舞金の各見舞金と不当解雇等弁護士費用援助金の給付があります。休職中も継続でき、再加入も可。ただし、年度途中の解約はできません。

●掛金 月額200円（掛け捨て）

●加入資格と条件

公立私立学校（園）に勤務する臨時教職員で、各教職員共済会が加入を認めた人。契約できる年齢は、共済契約時における年齢が65歳未満。各共済会が臨時教職員に準ずるとして加入を認めた人。契約できる年齢は、共済契約時における年齢が60歳未満。



組合加入申込書

20 年 月 日

職場名	学校		
職 名			
ふりがな			
氏 名			
性 別	男 ・ 女		
生年月日	年 月 日生まれ（ ）才		
住 所	（〒 ー ）		
連絡先	携帯電話	自宅・PC	
	電話番号		
電子メール	電子メール		
	アドレス		

京教済/総合共済・りんきょう共済加入申込書

加入希望の方は○をつけてください

私は京教済の総合共済に加入します	
私は京教済のりんきょう共済に加入します	

* 総合共済は月額600円の掛金で慶事祝金、病気・火災・災害・死亡見舞金などを給付。
りんきょう共済は月額200円の掛金で入院、失業、解雇等退職見舞金などを給付します。
両方に加入することができます。

* 総合共済に加入されている方は退職時に掛金全額が戻ります。

臨時・非常勤教職員のための賃金・権利のしおり
〔 2016年度版 りんりんパンフ 〕

発行日 2016年 4月 1日

編集・発行 京都教職員組合

住所 〒606-8397

京都市左京区聖護院川原町 4 - 1 3

京都府教育会館 2 F

TEL 075(752)0011 FAX 075(751)1091

Eメール : info@kyokyoso.jp

HP : <http://seinen0.wix.com/newkyokyoso>